

愛がん目的の野鳥の捕獲・飼養について

野鳥を許可なく捕まえたり、飼ったりすることは法律で禁止されています。許可を受けずに捕獲や飼養をした場合は、法律により罰せられることがあります。

鹿児島県内でも、捕獲期間外での捕獲・未許可での飼養の情報が多数寄せられ、町内でも検挙の事例が挙がっております。野鳥を捕獲し、飼養する場合は町の許可を得る必要があります。必ず許可を得て捕獲・飼養を行ってください。

●愛がん用として捕獲・飼養できる野鳥は？

- ・愛がん用として登録を行い、飼養できる野鳥はメジロのみです。
- ・その他の野鳥は、愛がん用として、捕獲も飼養もすることはできません。

●何羽まで飼えるの？

- ・愛がん用として捕獲や飼養ができる羽数は、1世帯につき1羽のみです。

●メジロを捕獲するには？（捕獲許可申請について）

- ・捕獲許可を受けるには、次の事項に該当しなければなりません。

- ① 申請する本人も含めて、同一世帯に現に飼養している人がいないこと。
- ② 過去5年以内に愛がん飼養の目的で捕獲許可を受けたり、捕獲を依頼したことがないこと。

- ・捕獲できる期間は、7月15日から翌年の2月末日までの間で許可日から1ヶ月以内です。

●捕獲したメジロを飼うには？（飼養登録申請について）

- ・許可を受けて捕獲したメジロを飼うには、飼養登録申請が必要です。
- ・すでに登録されているメジロを他人から譲り受ける場合も届出が必要です。
- ・飼養登録の有効期間は、登録の日から1年間です。引き続き飼養するためには、1年ごとに登録の更新を行う必要があります。
- ・飼養の登録をした鳥には役場から配布される足環を取り付ける必要があります。
- ・飼養登録期間中に死亡、放鳥等で飼養をやめたときは、飼養登録票と足環を返納しなければなりません。
- ・飼養登録申請及び更新には、次のものがが必要です。

飼養登録申請・・・捕獲した鳥、印鑑、手数料「3,400円」、捕獲許可証

飼養登録更新・・・飼養している鳥、印鑑、手数料「3,400円」、前回の登録票

◎お問い合わせ

役場内之浦総合支所 林務水産課 林務水産班

☎ 0994-67-4513



育児講座のご案内

テーマ 「子どもの救急/予防接種」

- ＊講師 松田 幸久先生（小児科医）
まつだこどもクリニック院長
- ＊日時 7月14日（木）
受付 12時30分～
講座 13時～14時30分

☆赤ちゃんと一緒にお話しが聴けます。
☆託児は約10名程度とさせていただきます。
※時間には余裕をもってお越しください。

初めての子育ての方にとって、貴重なお話が聴けることと思います。どうぞこの機会をご利用ください。

赤十字講習会「幼児安全法」

- ＊講師 砂原 加津代さん
- ＊日時 7月28日（木）10時～12時

※子どもに起きやすい事故の予防と手当てについてご指導いただきます。親子で入室できます。この機会をご利用ください。

高山子育て支援センター
ちやいるどはうす

肝付町前田 3839（高山保育園隣）
☎ 0994-65-1308